

令和3年度第1回男女共同参画審議会 会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- 1 日 時 令和3年8月27日(金)
午後1時30分 開会
午後3時15分 閉会
- 2 場 所 太宰府市役所4階 大会議室

2 出席委員の氏名(9名)

- | | |
|-------|--------|
| 会 長 | 安恒 万記 |
| 副 会 長 | 松下 俊彦 |
| 委 員 | 的野 佑妃子 |
| 委 員 | 本郷 須美子 |
| 委 員 | 安恒 幸博 |
| 委 員 | 副島 紀身 |
| 委 員 | 井手 幸治 |
| 委 員 | 渡邊 隆子 |
| 委 員 | 坂田 道志 |

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職・氏名

- | | |
|------------------------|--------|
| 市民生活部長 | 中島 康秀 |
| 人権政策課長 | 河野 貴之 |
| 男女共同参画推進係 | 西田 和子 |
| 〃 | 小山 まき子 |
| 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス館長 | 吉開 恭一 |

審議会会議次第

1. 開会
2. 委嘱状交付式
 - (1) 委嘱状交付・委員自己紹介

 - (2) 市長あいさつ
3. 会長・副会長選出
4. 事務局自己紹介

5. 議題
 - (1) 第2次太宰府市男女共同参画後期プラン
令和2年度進捗状況報告及び令和3年度重点目標と具体的取組について
6. 報告
 - (1) 「太宰府市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について
7. その他
8. 閉会

[審議会議題]

○事務局

それではレジュメの5番目、審議会議題に移らせていただきます。

「太宰府市男女共同参画審議会規則第6条」により、会議の議長は「会長」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議題1 第2次太宰府市男女共同参画後期プラン

令和2年度進捗状況報告及び令和3年度重点目標と具体的取組について

○審議会会長

さっそく議題に入らせていただきます。

本日の議題は、「男女共同参画後期プラン令和2年度進捗状況報告及び令和3年度重点目標と具体的取組について」、でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者も増えておりますので、今回の審議会はできるだけ早めに終わらせたいと思います。

議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

資料は事前に郵送でお配りしておりましたものです。

- ・レジュメ
- ・資料1 第2次男女共同参画後期プラン令和2年度進捗状況概要と令和3年度重点目標
- ・資料2 第2次男女共同参画プラン令和2年度進捗状況報告
- ・資料3 太宰府市審議会等における女性委員の登用状況
- ・資料4 外郭団体・補助団体登用状況
- ・資料5 男女共同参画推進センタールミナスの施設概要
- ・資料6 男女共同参画に関する市民意識調査
- ・資料7 市民意識調査・第3次男女共同参画プラン策定スケジュール

そして、本日机前にお配りしております、

- ・審議会委員名簿、になります。

資料はお揃いでしょうか。

資料1から資料4につきましては、本日の審議会でお諮りしました後、「太宰府市男女共同参画推進条例第15条」に基づき、市のホームページで公表することとしています。

それでは、議題(1)「第2次太宰府市男女共同参画後期プラン令和2年度進捗状況報告、及び令和3年度重点目標と具体的取組」について、資料1をもとにご説明させていただきます。

なお、進捗状況については、目標ごとに区切って説明をさせていただきます。

本来はこの進捗状況報告を作成するに当たりましては、各課からの報告を基に課ごとに細かなヒアリングを行うところですが、今年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年引き続き電話やメールでのやりとりで作成しておりますのでご了承をお願いします。

令和2年度進捗状況の概要を、ピックアップして説明いたします。

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

施策の方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

市民意識啓発の取り組みとして、例年男女共同参画市民フォーラムをプラム・カルコア太宰府で開催していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催することができませんでした。その代替事業として市ホームページに新型コロナウイルスとDVに関する寄稿文を掲載することで啓発に努めました。

また、6月の「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画推進センタールミナスで啓発パネルの展示を行うとともに、市ホームページに啓発パネルを掲載しました。例年実施している街頭啓発は中止となりました。

昨今は、従来通りの事業を行うことが困難となっており、令和3年度以降は動画配信等のオンラインを活用した啓発など、新たな取り組みを考えていく必要があります。

市の広報やホームページ、パンフレット等については、職員一人ひとりが常に男女共同参画の視点を踏まえ、「表現ガイドライン」に留意して作成しています。

施策の方向2. 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

学校教育や保育においては、各学校、保育所の方針や計画に基づき、男女共同参画を含むあらゆる人権の視点に立った教育・保育を行っています。男女平等、固定的性別役割分担意識の払拭、個性と能力を發揮し、男女がお互いを尊重し協力する心を育むことができるよう、子どもの発達段階に応じ男女共同参画の視点に立った指導を心がけています。また、令和2年度に市内4中学校の標準服の見直しを行い、令和3年度から男女共通のデザインで、ジェンダーレス化にも対応した制服を採用しました。

施策の方向3. 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

男性の家事自立支援事業として、男女共同参画推進センタールミナスでは男性向けや親子で楽しむ料理教室を、保健センターでは家事技術向上と健康食への意識を高めることも意識した男性のための料理教室を開催しました。また、父親の子育て応援事業として、子育て支援センターにおいては父親を対象とした子育て講座「パパとあそぼう！」を、保健センターにおいては妊娠中から両親と一緒に育児を行う重要性を学ぶ「パパママクラス」を、令和2年度も引き続き開催しています。コロナウイルスの感染拡大の影響により在宅勤務の機会が増えたことで、家庭での関わり方にも変化が見られます。今後も、男性が主体的に家事・育児・介護に関わることの大切さを考える契機となり、多様なライフスタイルを選択できる生き方を提案できる事業を展開していきます。

○審議会会長

目標1について、説明が終わりました。

ご質問、ご意見はございませんか。

○審議会委員

中学校の標準服についてですが、見直しをされてどのような反応がありましたか。保護者の方の意見等についてお聞きしたい。

○事務局

導入前のサンプル会開催時に、教職員・保護者・中学生・中学進学前の小学生にアンケートを取っていますので、いくつかご紹介いたします。まず中学生の意見ですが、『今の制服は授業中も動きにくいと感じる。動きやすい制服が良い』小学生は『制服が楽しみです。自分たちも制服を着てみたい』『女子の制服にズボンを取り入れることは良い』『男女でおさがりができるので良いと思う』保護者の意見は『どこの中学生かわかるようネクタイリボンの色を変えるのは良い』『男女のきょうだいでおさがりができる』『ポロシャツは手入れがしやすく良い』『男女の区別のないデザインが良い』など、概ね好評のようでした。

○審議会委員

追加ですが、現在制服を着用している中学1年生で保護者の方から、『男女で共有できることもあって経済的にも負担が少なくなった。太宰府市以外の中学校でも取り入れて欲しい』という意見が出ています。女性のパンツスタイルは機能的にもとても良いということで好まれているようです。

○審議会会長

他にご意見はありませんか。次に、目標2について説明をお願いします。

○事務局

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の各種審議会等への女性の登用促進については、女性の意見等を市政に反映させるため、委員の改選時には団体選出に女性の推薦を依頼するなどして、積極的な登用を働きかけています。

本市における各種審議会委員等の女性登用率は令和3年4月1日現在で26.1パーセントとなっており、プランの目標値である40パーセントから大きく乖離しています。女性登用が進まない原因を分析し、登用率の低い審議会を持つ所管課へ個別に働きかけるなど、目標値に近づけるための取組みを検討します。

外郭団体・補助団体の女性登用率については決して低い水準ではありませんが、審議会と同様に個別に団体を比較すると登用状況に差があるため、個々の団体の性質を尊重したうえで、男女共同参画への理解を広げていきます。

施策の方向5. 雇用等の分野における女性の活躍推進

企業、事業所に対する男女共同参画の理解促進については、労働に関する法制度やハラスメント相談窓口の周知記事を広報に掲載しました。筑紫地区企業同和問題推進委員会研修会を開催し、人権問題をとおして企業の社会的責任、働く女性の地位向上、すべての人が働きやすい職場づくりについての理解促進を図りました。

また、令和元年度に行った市の指名入札参加者審査申請事業所対象の「男女共同参画推進状況調査」を報告書としてまとめ、事業所へ送付することで啓発を図りました。

男女共同参画推進センタールミナスでは女性の職業能力開発と就業の支援として、医療事務講座、起業・副業セミナーを実施するとともに、子育て女性のための再就職支援として専門ア

ドバイザーによる相談会を実施しました。今後は子育て中の女性のための再就職支援事業として、ハローワークとの連携も検討していきます。

施策の方向6. ワーク・ライフ・バランスの推進

職場環境整備については、太宰府市においても女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に努め取り組むこととしています。

市ホームページの男女共同参画週間の啓発ページに、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の啓発パネルを掲載しました。また、男女共同参画推進センタールミナスではワーク・ライフ・バランスをテーマにセミナーを開催しました。

施策の方向7. 職業生活との両立を可能にする子育て・介護への支援

子育てや介護の関する支援については、社会保障制度の適正な運営のもと、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。子育て環境の整備では、認可保育所の定員拡大を図り、学童保育所事業、ファミリー・サポート事業等を取り組みます。

子育て支援事業では「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、概ね生後2カ月頃までの乳幼児がいる世帯に保育士や保健師、助産師などが訪問・連絡し、育児についての相談や情報提供を行いました。子育て支援センターでは、子育てに関する相談を受けるほか、のびのび広場、出前保育、戸外であそぼう会等を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供しました。そのほかにも、子育て情報の発信や、市内の子育て支援サークルへの支援、地域子育て支援センターとの連携を行っています。

介護環境の整備では、高齢者のための介護予防教室や健康相談会、地域出前講座などを毎年実施して、介護予防や健康活動についての啓発に努めております。

これからは男性の介護者が増えることも予想されます。性別にとらわれずに介護の負担が軽減できるよう、相談窓口の包括支援センターの周知にも努めていきます。

男女共同参画推進センタールミナスでは、仕事と遠距離介護を両立した経験をもつ講師によるセミナーを開催し、認知症や介護についての理解を深めました。

施策の方向8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域社会活動においては、広報や隣組回覧等を通じて、環境美化活動や健康づくりなどの事業に対し、性別を問わず幅広い市民に協力を求めています。

防災分野においては、地域防災計画、避難所運営マニュアル等において男女の違いに配慮した避難所運営を明記しています。自主防災組織の設置や運営に、女性や若い世代の積極的な参画を求め、平常時から女性の視点を組み込んだ運営がされるよう助言しています。

性犯罪防止の取組として、防犯カメラを1基2台新設し、現在市内に合計17基34台を設置しています。また、地域の防犯委員会などで最新の犯罪情報を共有しています。

今後は、学生などの若年層や子育て世代等への啓発手段の構築が課題です。

施策の方向9. 国際交流への男女共同参画の促進

令和元年度中に行った在住外国人との座談会での指摘をもとに「在住外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」の改定を行いました。昨今、ほとんどの国際交流事業が開催できていませんが、引き続き情報収集を行い、在住外国人の意見を反映していきたいと考えます。

○審議会会長

目標2について、説明が終わりました。

ご質問、ご意見はございませんか。

○審議会委員

施策4「団体選出に女性の推薦を依頼」とありますが、どのような形で推薦を依頼されていますか。

○事務局

口頭で依頼しています。文書を出すまでには至っておりません。進捗状況は各課にヒアリングをすべきですが、コロナウイルスの影響でヒアリングができませんでした。各団体には担当課をとおして働きかけを行っております。

○審議会委員

クオーター性などの制度導入の予定は無いですか。

○事務局

ご意見を基に検討してまいりたいと思います。

○審議会委員

施策の方向9のところで、国際交流への男女共同参画の推進ということですが、前半が国際交流、後半が多文化共生といいますか在住されている方に向けての事業になると思いますが、通訳ボランティアについては、観光客向けのボランティアでしょうか。それとも在住の外国人対象のボランティアでしょうか。どのようなところで活動をされているのか教えていただけたらと思います。

○事務局

太宰府市では職員として、韓国出身の国際交流員を配置しております。外国語に堪能な方にボランティアとして登録していただき、市の業務に協力していただいております。困ったことがあり市に問い合わせをいただいても多言語に対応できる職員がおりませんので、県や福岡市のボランティア団体に相談して対応をしておりました。常時電話で多言語に対応できる体制が取られていますので、そちらに電話をしますと窓口に来られている方と電話で対応することができるようになっていきます。窓口に来られた場合は職員が繋がりますし、そこはホームページもありますので、お困りになられている方が直接問い合わせをしていただくこともできます。また市内在住者向けの冊子も作っておりますが、登録されているボランティアの方にご協力いただいております。英語、中国語が3種類他6種類ほど紙で発行しています。

○審議会委員

そうすると、やはり国際交流というよりも多文化共生という意味合いが強い内容と考えてよいのですね。

○審議会会長

施策の方向としては、男女共同参画後期プランへ反映させるために「国際交流への男女共同

参画の促進」となっていますが、ご指摘のとおり国際交流を進めるのではなく、国際交流にかかに男女共同参画の視点を取り入れるかを、記入しないといけないのではないかと思います。例えば、通訳ボランティアさんへの研修ということであれば、そういう視点が見えてきます。なにか考えいらっしゃることがおありですか。

○事務局

本日皆さんからいただいたご意見を基に、第3次プランの策定には盛り込めるよう考えていきたいと思えます。太宰府市では外国人の妊婦さんにはできるだけ母国語で対応できるガイドブックを作成し、安心して出産ができるようにという取組みを担当課で行っております。各課で男女共同参画の視点をもって施策の方向も見直しを行ってまいりたいと思えます。

○審議会会長

「男女共同参画」と入れなくても、男女共同参画の延長線上にある「多文化共生」が基にあって、同じ人権意識をもとに男女共同参画があると考えれば、ここは「多文化共生への理解」という施策の方向というタイトルをどうするかという問題もあるとは思えますが、少し無理があるのであれば、方向性の変更も必要になるのではないかと思います。

○審議会委員

目標2ですか、20年位まえの女性の登用率は30%程度となっており、目標は40%になっています。女性の登用は難しいと言われていた農業委員に2年位前に2名入られていますので、ただ難しいというのではなく努力することによって、女性の登用はできるのではないかと思います。特に文化財課関係は女性が少ない状況です。

○事務局

ご意見ありがとうございます。担当課と協議してまいります。

○審議会会長

前回より下がっているところもありますので、せめて横ばいとなるようにしていただければと思えます。

他にご意見ございませんか。

では、目標3について説明をお願いします。

○事務局

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向10. 配偶者等からの暴力の根絶

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスで、啓発パネル展を開催しました。

新成人に配布するパンフレットに「デートDV」について啓発記事を掲載するとともに、市内の中学1年生を対象にも文書を配布し、若年層におけるDVについての正しい理解促進に努めました。昨今、在宅勤務等が増加したことにより、DVの増加や被害者の孤立が課題となっています。DV相談体制の充実については、広報やホームページに相談情報を掲載するとともに、相談周知啓発物品の備付けについて、市内の様々な施設や学校、店舗などに設置・配架を依頼しました。また、男女共同参画推進センタールミナスで行っている面談式のDV相談事業については、緊急事態宣言等により閉館となった際にも月2回継続して行っています。被害者

の保護、自立支援については、状況に応じて庁内の関係課や外部機関と連携し、個人情報の保護を徹底しながら、相談者の状況に応じた支援を引き続き行っていきます。

施策の方向 11. 女性に対する人権課題への取組

市民意識啓発では、6月の「男女共同参画週間」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報やホームページに啓発記事を掲載するとともに、市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにおいてパネル展の開催と啓発冊子等の配架を行い、女性を取り巻くあらゆる暴力防止の理解促進に努めました。

また、性暴力被害や職場におけるハラスメント、人権侵害などに対する専門相談機関や相談窓口の周知については、市役所に常設配架するとともに、広報やホームページ、パネル展においても周知を図っています。

施策の方向 12. 生涯を通じた男女の健康支援

母性保護の啓発については、母子健康手帳交付の機会や、赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、妊婦相談等の母子保健事業を活用して、健康管理や働く女性のための産休や育休制度、さらには性感染症や家族計画などについての情報提供と相談を行いました。

心身の健康増進への取組としては、地域に根差した精神科医師によるこころの相談事業を保健センターで実施しました。太宰府市においても、自殺防止のための啓発、情報発信や、医療機関等との情報交換、及び「自殺対策連絡会議」を開催して庁内連絡体制を整えていきます。特に若年者が利用しやすい相談体制の検討が必要と考えています。

施策の方向 13. 共生社会への推進

共生社会の実現には、多様な立場の人の人権課題と男女共同参画の課題とを包括的に考え理解することが必要です。困難を抱える人への支援については、DV被害、貧困、障がい、高齢、ひとり親、性的マイノリティ、外国人など様々な境遇によって支援も複雑化しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活困窮に関する相談が大きく増え、新たな支援にも取り組みました。今後も個人の状況に応じた相談・配慮を行いながら、関係課や関係機関との連携を図り、問題解決に向けた自立支援や情報提供に努めます。

また、都市計画や道路、公園、公共施設等の整備にあたっては、男女共同参画の視点をはじめ、誰もが共に安心して暮らせる生活空間の環境整備に努めています。

○審議会会長

目標3について、説明が終わりました。

ご質問、ご意見はございませんか。

○審議会委員

施策の方向7で保健師さんがたが訪問するとあり、これはとても良いことだと思うのですが、目標3の報告で、学校への取組みのところで、DVに関する文書やカードやシールの配布など報告されていますが、実際に相談を受ける方が学校に行って、その方の肉声で語り掛ける、そういった活動を考えていただいた方が良いのではと思います。チラシを見て文字を読むという

のと、相談を受ける方が実際にその場に行って肉声で子どもたちに語り掛けるのでは全然違うと思います。紙やシールを配っても、子ども達は宿題や部活で忙しく文字を読まない、熟読はできないと思いますので、多感な時期の中学生に肉声で伝えていって欲しいと思います。

○事務局

太宰府市は人権擁護委員さんが中学校に出向いて、直接人権について講話をされています。太宰府市と春日市以外の筑紫地区は、NPO法人に委託して啓発事業に取り組んでありますが、太宰府市では人権擁護委員さんが中学校を訪問し講話をされていると伺っています。

○審議会委員

デートDVについて、太宰府中学校と筑陽学園でビデオを見てそれに対する子ども達の反応を基に話をする。去年と今年、全中学校ではなく希望があった学校に対して事業を行っています。もちろん全中学校に訪問できれば良いのですが、今は希望があるところに出向いているという状況です。

○審議会委員

中学生にデートDVの冊子をポンと渡して理解していけるかという問題があると思われませんが、例えば保育園や幼稚園の子どもであれば、水着で隠れるところは他の人から触られてはいけない、大事な身体なんだと教えるなど、発達段階に応じて、人権、身体、心を守る授業を受けた後に中学校1年生になった時にデートDVの資料をもらうというのであれば良いのですが、何もなく中学校1年生になっていきなりデートDVについて文書を渡されても難しいと思うので、デートDVの講話が特定の中学校だけでなく、どの学校の子どものもデートDVについて知っていくということが大事ではないだろうかと思います。それから県の「性暴力対策アドバイザー」を活用した研修と書かれていますが、これは警察関係の方が来られて研修をされるのですか。

○事務局

これは「性暴力対策アドバイザー派遣事業」という県条例に基づく事業で、条例の中に「公立の学校長は、発達段階に応じた性暴力根絶及び被害者支援に関する総合的な教育を行うよう努める」「この事業は、県が派遣する専門家によって行う」、事業計画では令和2年度から順次実施するというので、令和3年度は検証の段階ですので、太宰府市では小学校1校中学校1校で派遣事業を実施することになっていますが、令和4年度は小学校高学年と中学校の全校が対象になります。小学校低学年や特別支援学校の子ども達についても、来年度位から先行実施し、あとは希望される学校で実施する予定となっています。アドバイザーについては、県の資料によると福岡県臨床心理士会や犯罪被害者支援センターからの推薦を受け、県が実施する養成講座を修了した方がアドバイザーとして派遣されることになっています。

○審議会委員

デートDVの啓発事業が性暴力対策アドバイザー派遣事業に含まれるということですか。

○事務局

元々「デートDV講師派遣事業」が福岡県の事業としてありましたが、来年度からは中学校全校で「性暴力対策アドバイザー派遣事業」が実施されるということですので、内容について詳しくはわからないのですが同時に実施することは学校側も難しいのではないかと思います。

○審議会委員

前回、希望される中学校だけでなく教育委員会で全校対象に実施していただく仕組みをとお願いしていましたので、今回全校対象に実施されるのであれば良いなと思いました。

次の質問ですが、コロナ禍においてDV相談の体制を変えられたことがありますか。また相談員のかたが月2回という回数が妥当なのかと思ったのですが、24時間いてくださいというのは別にしても、せめて他地区と同等に配置していただければ助かると思うのですが、お考えをお聞きしたいです。

○事務局

相談体制はコロナ前と大きくは変わっていません。人権政策課の職員が対応したり、ルミナスで月2回相談員が相談を受けたり、ちくし女性ホットラインで電話相談を受けております。昨年度は人権政策課職員が、特別定額給付金関係の相談も受けております。緊急事態宣言期間中、男女共同参画推進センタールミナスが休館している際も、月2回の相談については実施しておりますが、またご意見等をいただき協議したいと思います。

○審議会委員

オンラインに変えるとかは検討されてありますか。

○事務局

それについても、検討させていただきたいと思います。

○審議会会長

他にございませんか。

○審議会委員

施策の13「共生社会への推進」で「都市計画や道路、公園、公共施設の整備」とありますが、具体例を教えてください。男女共同参画の視点と都市計画が結びつかないのですが、実際にどのようなことをされたのかお聞きしたいのですが。

○事務局

公園の遊具やトイレのサインなど、例えば色についても固定観念がありますので、担当課が男女共同参画の視点を取り入れながら事業を進めていくという意味です。

○審議会委員

例えば政庁前の通りは県道ですが、剪定がされておらずとても汚い状態です。県との調整もあると思いますが、太宰府市のメインストリートが汚いというのは市として恥ずかしいのではないかと思います。

○事務局

政庁通りは景観の重点区域ですが管理が福岡県になります。ご指摘については担当課に伝えておきます。

○審議会会長

都市計画審議会の女性の比率が下がっています。そういうところでの気づきが男女で違いがあるのかわからないのですが、やはり多様な意見が取り入れられていない、気づかれていないということ、男女共同参画審議会から申し出していただければと思います。

○審議会委員

都市計画関係の審議会に出席していましたが、専門家の方のご意見とはレベルの差がありましたので、もう少しレベルを下げてお話ししていただくとありがたいと思います。

○審議会委員

質問ですが、施策の方向 10 で「パネル展においても」とありますがこれはルミナスでのパネル展ですか。女性の暴力をなくす運動でのパネル展ですか。パネル展はどのような経緯で行われているのか、パネルはどなたが作っているのか知りたいです。

○事務局

6月のパネル展は市役所1階の市民ギャラリーで実施しています。パネルは職員が作成しています。

○審議会委員

内容は変えているのですか。

○事務局

毎年少しずつ変えています。昨年は「女性に対する暴力をなくす運動」のテーマが性暴力でしたので、テーマに合わせて作成しました。毎年国がテーマを設定しますので、そのテーマによって少しずつ内容を変えています。

○審議会委員

パネルを例えば中学生や高校生に作ってもらうとか、それをルミナスで常時展示しておくとかできないかと思ったので発言しました。

○事務局

関連ですが、人権作品、いじめや差別をなくす取組みのポスターを教育委員会で市内の学校も子ども達に募集をしています。

○審議会会長

他にご意見がありますか。

○審議会委員

施策9については、市内に住む外国人の方々と共に生きていく、施策13については、障がいをお持ちの方や性的マイノリティの方とか、多様な方々と一緒に暮らしていきましょうというところかなと思いますが、そう考えるとすべてを男女共同参画に結び付けて語ることは無理があるのではないかと思います。法案関係が逆になっており、大きなくりの多様性の中の区分に、男女やジェンダーが入るのではないかと、そのようなところが全体的にあるように思います。要素としては正しいのだけれど、まとめ方として違和感があるように感じます。

タイトルは男女共同参画ですが、今の時代男女だけでなく、性的マイノリティの方もいますし、男女だけで語れないところもいろいろあると思います。ジェンダーギャップは確かに大きな問題ではありますが、言葉自体が時代の流れに追いついていないところもあると思っています。次にプランを立てるにあたってはもっと大きな視点から、いろいろな価値観がありますので、「男女」という表現ではこぼれ落ちるところもありますので、意識して施策をまとめていかれたら良いのではないかと思います。

○事務局

第3次プランの策定にあたって参考にさせていただきたいと思います。

○審議会委員

第2次プランの時に「男女が」を「だれもが」に言い換えたのではないかという記憶があるのですが。すべてが「男女」と始まっていたのを「だれもが」に言い換え、方向性としては「だ

れもが」に置き換えていこうということを示した記憶があります。そういう視点で今からいれていかないといけないのではないかと思います。

○審議会会長

他にございませんか。

「プランの推進体制」及び2の「令和3年度重点目標と具体的取組」について、続けて説明をお願いします

○事務局

プランの推進体制

プランの進行管理は、各所管課の実績を取りまとめ、推進本部幹事会、本部会議を経て男女共同参画審議会に報告し意見等を求めます。審議会です承を得た取組状況は市ホームページで公開するとともに、審議会における意見、提言を庁内会議にフィードバックし報告しています。

男女共同参画推進センターの管理運営については、指定管理者、ルミナスと連携しながら、本市の男女共同参画の拠点施設としての機能充実を図るとともに、「指定管理者制度運用ガイドライン」に沿って事業内容の評価検証を行っていきます。

市職員への啓発については、令和2年度については新型コロナウイルスの影響で従来通りの講義形式の研修をすることができなかつたため、オンライン研修「男女共同参画推進の基礎知識」に取り組み、市職員の意識向上に努めました。

つづきまして令和3年度重点目標と具体的取組についてです。

令和3年度重点目標と具体的取組

目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

令和3年度重点目標 市民の男女共同参画理解への促進

市民意識を引き続き向上させるために、具体的取組を行っていきます。

「男女共同参画週間」パネル展は6月23日(水)～29日(火)に実施しました。

ルミナス主催「男女共同参画セミナー」は6月26日(土)、11月13日(土)、1月22日(土)に実施する予定にしております。

太宰府市男女共同参画市民フォーラムは、講演及び講師と市長との対談を収録し、10月に動画配信予定です。例年市民ホールでフォーラムを開催していましたが、今年は新型コロナウイルスの影響で動画配信することにいたしました。

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

令和3年度重点目標 女性の活躍推進のための啓発

女性の活躍や企業事業所への理解を進めるために、審議会等の改選時における女性登用の見直し・改善や太宰府市男女共同参画に関する事業所アンケート調査などの取組を行っていきます。

自治会での10分プレゼンテーションですが、人権と男女共同参画についての理解促進ということで取り組んでまいります。

目標3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

令和3年度重点目標 DV相談機関周知の充実

DV被害者支援を充実強化するために、具体的取組を行っていきます。

DV被害者支援庁内連携会議の開催ですが、市の関係部署との連携を図るため、8月以降に開催する予定です。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間パネル展を11月12日(金)～11月25日(木)に実施する予定です。

DV防止街頭啓発の実施はコロナの影響で厳しい状況です。

DV防止啓発パンフレットの作成・配布、DV相談機関周知の充実、職員の相談援助技術向上のための研修参加も行っています。

プランの推進体制

令和3年度重点目標は男女共同参画推進センタールミナスの充実、市職員の意識向上ということで、ルミナスからの情報発信の充実、ルミナス登録団体代表者会議の実施、7月に第1回目の会議を実施しております。男女共同参画職員研修は令和3年5月に入庁3年目までの職員を対象に実施いたしました。

○審議会会長

「プランの推進体制」及び「令和3年度重点目標と具体的取組」について、説明が終わりましたが、ご意見ご質問はございませんか。

○審議会委員

取組みの中の「事業所への理解を進める」ですが、具体的にどのような取り組み、啓蒙が行われるのですか。

○事務局

市内の事業者の皆様へ、人権や男女共同参画に関する講演会等のご案内をしています。事業者アンケート等具体的な取り組みにつきましては、決まりましたらまたご報告いたします。

○審議会委員

自治会への10分間プレゼンテーションの内容を教えてください。

○事務局

自治会役員会で10分お時間をいただき、人権や男女共同参画についてお話しさせていただきます。まずは地域の役員の方に意識をもってもらうように、役員会でのプレゼンテーションを実施しています。

○審議会会長

自治会の役員も女性が少ないため、そこでのプレゼンテーションによって女性役員が増えるのかという心配もありますが、裾野を広げる努力も具体的に考えないといけないのではないかと感じます。

○審議会委員

自治会の役員に対して女性の登用をという呼びかけは、プレゼンをする前の段階ですよね。

○事務局

自治会での女性の登用につきましては、担当課を通して女性の登用を啓発したいと思います。

○審議会委員

自治会のことですが、人権問題の講座を少しの時間でもさせて欲しいと何年か前に始められたのですが、プレゼンをすること自体も認めてもらわなければいけない、地域全体に声をかけないといけないことなのですが、とりあえず役員だけでも理解してもらおう。人権問題を行事の中に入れるのが難しいことがあります。女性が「私で良ければ」と言ってくださることが少ないのが現状です。10分間プレゼンもやっと頑張っていると言っていました。

○審議会会長

議題につきましては、これで終わります。